福島市公告第７３号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２条の２の規定に基づき公告する。

令和８年３月３１日

福島市長　　馬場　雄基

名　　称	位　　置	区　　域	供用開始の期日	備　考
上名倉１号公園	福島市さくら一丁目 １０－１	別紙図面のとおり福島市役所都市政策部公園緑地課において一般の縦覧に供する。	令和８年３月３１日	